

取組みの推進に対する支援

登録された取組みを構成する文化財の保存修理及び活用のための活動に対して、次のとおり補助制度を設けました。

<重点テーマに関連した重要文化的景観を除く>

事業区分		補助の対象となる事業	補助対象者	補助率	1 取組みあたりの補助上限額
構成文化財の保存・修理 (ハード事業)	有形文化財 無形文化財 民俗文化財及び記念物	①文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による国の補助金（以下「国庫補助」という。）の交付を受けて実施する文化財の修理（災害に起因する事業を除く） ②文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）の規定による補助金の交付を受けて実施する文化財の修理（災害に起因する事業を除く） ③地域のシンボル保存活用事業費補助金の交付を受けて行う文化財の修理	所有者等	1/10 ただし、文化財保護法に基づき指定された文化財のうち個人又は法人が所有するものにあつては、国庫補助及び山形県文化財保護事業費補助金交付規程（昭和51年山形県告示第533号）による補助金と本補助金を合計した額の上限を事業費の91%までとする。	2,500千円
	構成文化財の活用等 (ソフト事業)	①文化財を知るための活動 学習会の開催、普及活動、指定に向けた予備調査 等 ②文化財を守るための活動 保存技術の継承、民俗芸能の継承、後継者育成 等 ③文化財を活かすための活動 公開・展示、イベントの開催、案内板等の設置、観光コースの企画、案内人育成 等	登録団体	実施要綱第3条第1項第1号に規定する重点テーマ ・初年度 3/4 ・2年目以降5年目まで 1/2 実施要綱第3条第1項第2号に規定する推奨テーマ ・初年度 3/4 ・2年目及び3年目 1/2	1,000千円

<重点テーマに関連した重要文化的景観>

事業区分	対象事業	補助対象者	補助率	1 取組みあたりの補助上限額
重要文化的景観の整備等	国庫補助の交付を受けて実施する文化的景観の整備事業及び普及・啓発事業	市町村	当該事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の1/2	5,000千円
	補助対象事業費の合計額が2,000千円未満であつて、国庫補助の交付を受けずに実施する文化的景観の整備事業及び普及・啓発事業	市町村	6/10	なし

登録された文化財及び取組みをホームページ等で県内外に広く情報発信し、地域づくりや観光の面での支援も行っていきます。